

|                |    |    |    |
|----------------|----|----|----|
| 交              | 00 | 01 | 5年 |
| (令和12年3月末まで保存) |    |    |    |

運 免 第 1 0 5 1 号

令 和 7 年 3 月 1 8 日

交 通 部 内 所 属 長      殿

運 転 免 許 課 長

#### 初心運転者講習実施要領の制定について

初心運転者講習については、「初心運転者講習実施要領の制定について」（令和3年3月24日付け運免第1174号。）に基づき運用されているところであるが、この度、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行に伴い、別添のとおり所要の改正を行い、令和7年3月24日から運用することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、前記通達は、同日をもって廃止する。

担当    運転免許課  
         高齢運転者等支援係

別添

## 初心運転者講習実施要領

### 第1 総則

#### 1 目的

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の4第1項は、公安委員会は、法第108条の2第1項第10号に定める初心運転者講習については、指定講習機関に行わせることができる旨を規定している。

この要領は、準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許又は原付免許の取得後1年未満の運転者（以下「初心運転者」という。）の交通事故率及び違反率が運転経験1年以上の者と比較して著しく高いことから、初心運転者が交通事故等により違反点数が一定の基準に達した場合に青森県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が指定講習機関に行わせる初心運転者講習を適正、かつ、効果的に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

#### 2 初心運転者講習を実施するために必要な事務

初心運転者講習を実施するために必要な事務は、青森県警察本部交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）が行うものとする。

#### 3 指定講習機関の申請及び報告等の経由先

指定講習機関としての指定を受けようとする一般社団法人若しくは一般財団法人又は指定自動車教習所（以下「一般社団法人等」という。）が公安委員会に対して行う申請及び指定後の報告等は、運転免許課長を経由して行うものとする。

### 第2 基本的留意事項

#### 1 指定講習機関の指定の申請

指定講習機関としての指定を受けようとする一般社団法人等は、「指定講習機関指定申請書」（青森県道路交通規則（平成10年青森県公安委員会規則第7号。以下「県規則」という。）別記様式第38号）に、指定講習機関に関する規則（平成2年5月国家公安委員会規則第1号。以下「講習規則」という。）第2条第2項に定める書類を添付し公安委員会に申請するものとする。

#### 2 指定講習機関の指定等

##### (1) 指定書の交付及び公示

公安委員会は、指定講習機関として指定したときは、「指定書」（別記様式第1号）を交付するものとする。

また、公安委員会は、講習規則第3条の規定により、当該講習規則第2条第1項第1号から第3号までに掲げる事項及び指定を行った年月日を公示するものとする。

##### (2) 公示事項等の変更届出及び公示

指定講習機関は、講習規則第4条第1項及び3項の規定により、公示事項等を変

更しようとするときは、「公示事項等変更届」(県規則別記様式第39号)により公安委員会に届出するものとする。

公安委員会は、講習規則第4条第1項に規定する届出を受けたときは、同規則第4条第2項の規定により、当該変更に係る事項を公示するものとする。

(3) 適合命令

公安委員会は、指定講習機関が法第108条の4第1項第2号に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、法第108条の8第1項及び第2項の規定により、「命令書」(別記様式第2号)により必要な措置をとることを命ずる(適合命令)ものとする。

(4) 講習業務規程の認可申請等

ア 認可申請

指定講習機関は、講習規則第9条第1項の規定により、初心運転者講習の開始前に、初心運転者講習の業務に関する規程(以下「講習業務規程」という。)を定め、「講習業務規程認可申請書」(県規則別記様式第40号)に当該講習業務規程を添えて公安委員会に提出し認可を受けるものとする。

イ 講習業務規程の変更の認可申請

指定講習機関は、講習規則第9条第2項の規定により、講習業務規程の変更の認可を受けようとするときは、「講習業務規程変更認可申請書」(県規則別記様式第41号)を公安委員会に提出して認可を受けるものとする。

(5) 講習の休廃止の許可申請

指定講習機関は、講習規則第14条第1項の規定により、初心運転者講習を休止又は廃止するときは、「講習の休廃止の許可申請書」(県規則別記様式第42号)を公安委員会に提出し許可を受けるものとする。

公安委員会は、休廃止の許可をしたときは、講習規則第14条第2項の規定により公示するものとする。

(6) 指定講習機関の指定の取消し

ア 青森県行政手続条例の適用関係

公安委員会は、法第108条の11第1項又は第2項の規定により指定講習機関としての指定の取消しをしようとするときは、青森県行政手続条例(平成7年7月青森県条例第17号)第13条第1項の規定により、意見陳述のための手続をとるものとする。

イ 指定の取消しの公示

公安委員会は、指定講習機関の指定を取り消したときは、講習規則第15条の規定により、その旨を公示するものとする。

3 初心運転者講習を担当する運転習熟指導員の要件

初心運転者講習を担当する運転習熟指導員は、講習規則第7条に定める要件を満たす者をもって充てるものとする。

#### 4 初心運転者講習組織系統表の提出及び運転習熟指導員の解任等

##### (1) 初心運転者講習組織系統表の提出

指定講習機関が運転習熟指導員を選任したときは、「公示事項等変更届」(県規則別記様式第39号)に「初心運転者講習組織系統表」(別記様式第3号)を添付し、その都度、公安委員会に提出するものとする。

##### (2) 運転習熟指導員の解任等

###### ア 解任等の届出

指定講習機関は、運転習熟指導員が運転免許の行政処分を受け、又は運転習熟指導員として適当でないと認められる事由が生じたことにより当該指導員を解任し、若しくは必要と認める期間、講習に従事することを禁止したときは、公安委員会に届け出るものとする。

###### イ 解任命令、退職者の届出等

指定講習機関は、公安委員会からの運転習熟指導員の解任命令により運転習熟指導員を解任したとき、又は任意退職等により解任したときは、公安委員会に届け出るものとする。

#### 5 教本

講習において使用する教本は、別紙の内容について正確にまとめられたものを使用すること。

また、本県の初心運転者の交通事故実態資料及び視聴覚教材等を効果的に使用すること。

#### 6 講習用車両等

##### (1) 講習用車両は、次の区分ごとに示した車両を使用すること。

なお、身体障害者用車両については、持ち込みを認めることとするが、車両を持ち込んだ場合であっても、手数料は変わらない旨あらかじめ教示し、無用のトラブルがないように配慮すること。

ア 準中型免許対象者に対する講習用車両は、教習用車両と同程度の準中型貨物自動車とし、普通免許対象者に対する講習用車両は、教習用車両と同程度の普通乗用自動車とする。ただし、特定後写鏡等条件が付されている者に対しては、特定後写鏡等を準中型免許対象者にあつてはサイドミラーに取り付け、普通免許対象者にあつては車室内において使用すること。

イ 大型二輪免許対象者に対する講習用車両は、A T限定大型二輪免許対象者に対しては、総排気量0.600リットル以上、限定なし大型二輪免許対象者に対しては、総排気量0.700リットル以上の大型自動二輪車とする。普通二輪免許対象者に対する講習用車両は、小型限定普通二輪免許対象者に対しては、総排気量0.090リットル以上0.125リットル以下、小型限定を除く普通二輪免許対象者に対しては、総排気量0.300リットル以上の普通自動二輪車とする。

ウ 原付免許対象者に対する講習用車両は、スクータータイプの一般原動機付自転

車とする。ただし、必要に応じて可変ギア付一般原動機付自転車を併用してもよいこととする。

- (2) 講習に使用する準中型貨物自動車及び普通乗用自動車については、車両に初心運転者標識のほか、運転習熟指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることのできる装置（補助ブレーキ）を備えること。

なお、身体障害者用車両についても必ず前記の補助ブレーキを備えたものを持ち込ませることとする。

また、講習用車両には、「講習中」の標識を車両の前方又は後方（二輪車は後方）から見やすいように表示すること。

- (3) 大型二輪免許・普通二輪免許・原付免許対象者に対する講習において、聴覚障害者及び聴力に不安があるため、講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する者を含めて集団講習（運転演習）を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置や、1名に対し指導員を2名配置するなど受講者の安全を確保すること。

## 7 講習の通知等

- (1) 初心運転者講習の通知等

ア 公安委員会は、法第108条の3第1項の規定に基づき、初心運転者講習対象者に対し、「初心運転者講習通知書」（以下「通知書」という。道路交通法施行規則（昭和35年総理府令60号。以下「府令」という。）別記様式第22の11）により通知を行うものとする。

イ 通知書には、講習所要時間、携行品（通知書、運転免許証又は免許情報記録個人番号カード、筆記用具、二輪車用ヘルメット・手袋、受講料、通知手数料等）及び服装等受講上の注意事項を記載した書面を添付すること。

ウ 通知書の送付は、封書で、かつ、配達証明郵便により行い、通知書の到達日等を郵便物配達証明により確認し管理するものとする。

- (2) 受講日時、受講場所

受講日時及び受講場所については、あらかじめ公安委員会が、通知書に指定講習機関及び講習日時等を一覧表にしたおおむね1か月間の初心運転者講習実施指定表を添付し、講習対象者に随意に選択させ、希望する指定講習機関へ電話等により受講の申込みをさせる方式とする。

- (3) 講習対象者が「やむを得ない理由」の書類を提出したときの措置

講習の通知を受けた者がやむを得ない理由により所定の期間内に講習を受けられず、その後に講習を受けようとする場合、「やむを得ない理由」のあったことを証するに足る書類を指定講習機関に提出して講習を受けることとなるが、そのような書類を提出して受講の申込みがあったときは、速やかに公安委員会に報告し、公安委員会において「やむを得ない理由」を十分に確認したのち講習を受けさせることとする。

#### (4) 講習の移送

講習通知を発しようとした際に講習対象者が他の都道府県に住所移動していることが判明した場合は、その者に対し速やかに住所変更の届出を行うよう指示するとともに、「初心運転者講習移送通知書」(別記様式第4号)により移動先を管轄する公安委員会へ通知すること。

なお、初心運転者講習移送通知書の送付を受けたときは、速やかに当該対象者に講習を行う旨を通知するものとする。

また、講習通知が到達した後に、講習対象者が他の都道府県に住所移動した場合で、講習対象者が新住所地都道府県の指定講習機関に受講申請を行おうとする場合には、住所変更を行ってから受講申請を行うよう指定講習機関を通じて指導するとともに、移送先を管轄する公安委員会に「初心運転者講習移送通知書」(別記様式4号)を送付すること。

#### (5) 初心運転者講習の中止通知

公安委員会は、前記(1)の通知後、その者が法第100条の2第1項ただし書き第3号の当該免許を受けた日以降に当該免許に係る上位免許を受けた者に該当することとなった場合は、「初心運転者講習中止通知書」(別記様式第5号)により、その者に対し講習を受ける必要がない旨を通知するものとする。

### 第3 初心運転者講習実施上の留意事項

#### 1 受講申請書等の受理

##### (1) 受講者の確認

指定講習機関は、受講者が本人であるか、通知書、運転免許証又は免許情報記録個人番号カード等により確認し、いわゆる身代り受講等の不正防止に配慮すること。

##### (2) 講習受講期間の確認

指定講習機関は、講習受講の受付の際に講習受講期間内(通知書が到達した日の翌日から起算して1か月以内)にある者か否か確認し、通知書に記載されている日付又は本人の申告から講習受講期間外の疑いがあるものについては、直ちに公安委員会に報告し、受講資格を確認したのち、講習を受けさせること。

##### (3) 受講申請書等の受理

講習会場において、「初心運転者講習受講申請書」(以下「申請書」という。県規則別記様式第32号)及び「初心運転者講習通知手数料納付書」(以下「納付書」という。別記様式第6号)を受理するものとするが、受理に当たっては、申請書及び納付書の記載内容の確認と、納付書に貼付されている手数料額(青森県収入証紙)に誤りがないか確認すること。

なお、講習受講手数料は、青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例(平成12年3月青森県条例第101号。以下「手数料条例」という。)に定める額を現金で徴収するものとする。

## 2 講習の編成等

### (1) 編成

別表「初心運転者講習細目」のうち、講習項目「2 場内コースにおける運転演習」及び「3 路上における運転演習」については、1 グループ3人以下で行うこと。

また、講習項目「4 危険予測訓練」で運転シミュレーターを使用する場合については、1 グループ3人以下、グループ数は2以下とし、講習項目「3 路上における運転演習」及び「4 危険予測訓練」の実施方法は次のとおりとする。

| 実 施 順 序 | 1           | 2           |
|---------|-------------|-------------|
| グループ1   | 路上における運転演習  | 危 険 予 測 訓 練 |
| グループ2   | 危 険 予 測 訓 練 | 路上における運転演習  |

### (2) 運転演習コース等の届出

指定講習機関は、設定した運転演習コース及び課題について、あらかじめ公安委員会に届出するものとする。

なお、公安委員会は、運転演習コース等の届出を受理した場合は、適切なものかどうか検討し、適切でない場合は、これを改めさせることができる。

### (3) 原付免許対象者に対する留意事項

原付免許対象者で、運転が未熟なため、講習項目「3 路上における運転演習」を行わせることが不適当と判断して「原付特別訓練」を行った場合は、速やかに公安委員会に報告すること。

## 3 講習内容

別表「初心運転者講習細目」により実施すること。

## 4 講習時間

講習は、準中型免許対象者、普通免許対象者、大型二輪免許対象者又は普通二輪免許対象者にあつては7時間、原付免許対象者にあつては4時間で行うこと。

なお、休憩時間については、所定の講習時間内に必要に応じ適宜取ることができるものとするが、休憩時間以外の遅刻や不必要な講習準備の遅刻など実際に講習を行わなかった時間を講習時間として計上することのないようにすること。

## 5 講習終了証書の交付

指定講習機関は、講習を終了した者に対して、「初心運転者講習終了証書」（県規則別記様式第33号）を交付するものとする。

## 第4 事務処理上の留意事項

### 1 定休日等の報告

指定講習機関は、四半期毎の定休日等について、「指定講習機関定休日等報告書」（別

記様式第7号)により、公安委員会に報告するものとする。

公安委員会は、これに基づき「初心運転者講習実施指定表」を作成し、通知書に添付の上、初心運転者講習対象者に郵送するものとする。

## 2 実施結果の報告

指定講習機関は、初心運転者講習を実施した場合は、「初心運転者講習結果報告書」(別記様式第8号)に「納付書」を添付の上、公安委員会に報告するものとする。

## 3 受講済みの登録

公安委員会は、指定講習機関から2の報告を受けたときは、速やかに講習終了者についての登録を行うものとする。

## 4 事業報告等

指定講習機関は、講習規則第13条の規定により、毎事業年度終了後3月以内に、事業報告書及び収支決算書を公安委員会に報告するものとする。

## 5 備付簿冊

指定講習機関は、次の簿冊を備え付けるものとする。

| 番号 | 備付簿冊             | 保存年限 | 備考        |
|----|------------------|------|-----------|
| 1  | 初心運転者講習組織系統表     | 1 年  | 異動の都度加除訂正 |
| 2  | 指定講習機関定休日等報告書(控) | 1 年  |           |
| 3  | 初心運転者講習実施指定表     | 1 年  |           |
| 4  | 初心運転者講習結果報告書(控)  | 1 年  |           |



## 別紙

### 1 初心運転者の特性

初心運転者(若者運転者)の交通事故の要因について解説すること。

### 2 安全運転意識の向上

安全マインドを身につけた協調性のあるドライバーについて解説すること。

- 道路交通における社会的責任
- 安全運転の習慣づけ
- 運転マナー等

### 3 危険予測

見通しの悪い交差点、側方通過及びカーブ等の様々な危険場面を想定した認知と判断について解説すること。

### 4 被害者の手記

安全意識の向上に資するような内容の被害者、加害者、被害者遺族等の手記を掲載すること。

### 5 その他

「交通の方法に関する教則」(昭和53年国家公安委員会告示第3号)(第2章及び第3章を除く。)の内容を必要に応じてイラスト等を用いて記載すること。

別 表

| 初 心 運 転 者 講 習 細 目   |                           |                      |                                    |                    |     |
|---------------------|---------------------------|----------------------|------------------------------------|--------------------|-----|
| 講 習 項 目             | 講 習 細 目                   | 講習方法                 | 講 習 時 間                            |                    |     |
|                     |                           |                      | 準 中 型 車<br>普 通 車<br>大型二輪車<br>普通二輪車 | 原 付 車              |     |
| 1 安全運転意識の<br>向上     | (1) 運転意識の改善の必<br>要性       | 講 義                  | 1 5 分                              | 1 0 分              |     |
|                     | (2) 運転適性検査                | 検査実施                 | 2 0 分                              | 2 0 分              |     |
|                     |                           | 面 談                  | 2 5 分                              | ―――                |     |
| 2 場内コースにお<br>ける運転演習 | (1) 運転技能の補正               | 実 技                  | 6 0 分                              | 5 0 分              |     |
|                     | (2) 危険予測・判断の実<br>地訓練      |                      |                                    |                    |     |
| 3 路上における運<br>転演習    | (1) 運転行動の観察               | 実 技                  | 9 0 分                              | 3 0 分              |     |
|                     | (2) 他の交通に対する配<br>慮        |                      |                                    | ―――                |     |
|                     | (3) 路上運転についての<br>話し合い     | ゼ ミ                  | 3 0 分                              | 1 0 分              |     |
|                     | (4) 原付特別訓練<br>(場内コース)     | 実 技                  |                                    | (4 0 分)            |     |
| 4 危険予測訓練            | (1) 危険予測ディスカッ<br>ション      | ゼ ミ                  | 9 0 分                              | 5 0 分              |     |
|                     | (2) 危険予測・判断能力<br>の向上      | 講 義<br>(映画)          | 3 0 分                              | 3 0 分              |     |
|                     | *運転シミュレ<br>ーターを使用<br>する場合 | (3) 危険を予測した運転        | 実 技                                | 1 2 0 分            | ――― |
|                     |                           | (4) 危険予測ディスカッ<br>ション | ゼ ミ                                |                    |     |
| 5 新たな心構え            | (1) 効果測定                  | 考 査                  | 2 0 分                              | 2 0 分              |     |
|                     | (2) 新たな心構えの確立             | 講 義                  | 4 0 分                              | 2 0 分              |     |
|                     | (3) 総合講評                  |                      |                                    |                    |     |
| 講 習 時 間 合 計         |                           |                      | 4 2 0 分<br>( 7 時間)                 | 2 4 0 分<br>( 4 時間) |     |

第 号

# 指 定 書

所在地

名 称

道路交通法第 1 0 8 条の 4 第 2 項  
に 掲 げ る 指 定 講 習 機 関 と し て  
指 定 す る。

特定講習の種別

年 月 日

青森県公安委員会 印

|                                                                                                                                                       |  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <div>命 令 書</div> <div>年 月 日</div> <div>殿</div> <div>青森県公安委員会 印</div> <div>第 1 項<br/>法第 1 0 8 条の 8<br/>第 2 項<br/>命ずる。</div> <div>に掲げる下記の措置を採ることを</div> |  |
| <div>措 置</div>                                                                                                                                        |  |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

初心運転者講習組織系統表

( 年 月 日現在)

| 指定講習機関名 |             |     |         |     |
|---------|-------------|-----|---------|-----|
| 連番      | 職名及び担当区分    | 氏 名 | 生 年 月 日 | 備 考 |
|         | 設置者（代表者）    |     |         |     |
|         | 管理者         |     |         |     |
|         | 講習業務部長      |     |         |     |
|         |             |     |         |     |
|         |             |     |         |     |
|         | 手数料出納責任者    |     |         |     |
|         |             |     |         |     |
|         | 講習終了証書発行責任者 |     |         |     |
|         |             |     |         |     |
|         | 特定講習指導員     |     |         |     |
|         |             |     |         |     |
|         | 特定講習補助員     |     |         |     |
|         |             |     |         |     |
|         |             |     |         |     |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

初心運転者講習移送通知書

年 月 日

公 安 委 員 会 殿

青森県公安委員会 印

下記の者について初心運転者講習移送通知書を送付する。

|             |                    |
|-------------|--------------------|
| 住 所         |                    |
| 氏 名         |                    |
| 生 年 月 日     |                    |
| 免許証の番号      | 第 年 月 日 号 公安委員会交付  |
| 免許情報記録番号    | 第 年 月 日 号 公安委員会記録等 |
| 免許の種類       |                    |
| 講習をしようとする理由 |                    |
| 備 考         |                    |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

初心運転者講習中止通知書

年 月 日

住 所

殿

青森県公安委員会 印

下記の理由により、 年 月 日付初心運転者講習  
通知書をもって通知しましたあなたに対する道路交通法第 1 0 8 条  
の 2 第 1 項第 1 0 号に掲げる初心運転者講習の実施を取りやめます  
ので通知します。

|     |  |
|-----|--|
| 理 由 |  |
| 備 考 |  |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

初心運転者講習通知手数料納付書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

住 所

氏 名

道路交通法第 1 0 8 条の 3 に掲げる初心運転者講習通知手数料を納付  
します。

|                                                |     |      |  |
|------------------------------------------------|-----|------|--|
| 講習月日                                           | 月 日 | 講習場所 |  |
| 県<br>収<br>入<br>証<br>紙<br>ち<br>よ<br>う<br>付<br>欄 | 手数料 | 円    |  |
|                                                |     |      |  |



第 号  
年 月 日

青森県公安委員会 殿

名 称

管理者

指定講習機関定休日等報告書

| 指定講習機関名 | 定休日等         | 月 | 月 | 月 |
|---------|--------------|---|---|---|
|         | 定休日          |   |   |   |
|         | その他<br>(除外日) |   |   |   |

- 備考 1 定休日欄には、各指定講習機関における月毎の休日を記載すること。
- 2 その他の欄は、特にやむを得ない事情により、指定を除外する日を記載すること。  
除外する日がある場合は、その理由を明確に記載し、公安委員会において調整し指示する場合もある。

初 心 運 転 者 講 習 結 果 報 告 書

年 月 日

青 森 県 公 安 委 員 会 殿

指定講習機関名

管 理 者

下記の者について、道路交通法第 1 0 8 条の 2 第 1 項第 1 0 号に掲げる講習を

年 月 日に終了したので報告する。

| 番<br>号 | 氏 名<br>生年月日 | 住 所 | 性<br>別 | 講習の<br>種 類 | 免 許 証 番 号          | 講習指導<br>員 氏 名 | 効果測<br>定結果 |
|--------|-------------|-----|--------|------------|--------------------|---------------|------------|
|        |             |     |        |            | 免 許 情 報<br>記 録 番 号 |               |            |
|        |             |     |        |            | -----              |               |            |
|        |             |     |        |            | -----              |               |            |
|        |             |     |        |            | -----              |               |            |
|        |             |     |        |            | -----              |               |            |
|        |             |     |        |            | -----              |               |            |
|        |             |     |        |            | -----              |               |            |
|        |             |     |        |            | -----              |               |            |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。